

第3回IT戦略会議・IT戦略本部合同会議 議事要旨

1．日時：平成12年9月20日（水） 8：45～10：00

2．場所：内閣総理大臣官邸大ホール

3．出席者：[別紙]

4．会議の様様

(1) 出井議長から以下のとおり挨拶。

- ・ただいまから、第3回の「IT戦略会議・IT戦略本部合同会議」を開催させていただきます。本日は早朝から御多忙のところお集りいただきまして、ありがとうございます。

(2) 「IT基本法（仮称）」案について、竹島内政審議室長から説明。

- ・IT基本法をこの臨時国会に提出すべく、今、鋭意作業中だが、現段階における作業状況を御報告申し上げます。まず、「基本法のポイント」についてだが、「世界規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の転換（IT革命）に緊急対処」する「『高度情報通信社会』の形成を、国家戦略として、迅速かつ重点的に推進」するというのが基本法のねらいである。
- ・「IT基本法の骨格案（論点整理）」については、まず、法律の名称については、これはいわゆるIT基本法と言われるものだが、IT基本法というのは法律用語にはならないと思われるので、今後、内閣法制局と法律の専門家と相談していく予定だが、今のところ、「高度情報通信社会形成推進基本法」ということで考えている。要するに一言で言うとIT社会形成推進基本法である。
- ・目的は、高度情報通信技術、IT技術の活用により、世界規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の展開に対処することの緊急性、緊要性にかんがみ、高度情報通信社会の形成に関し、基本理念、基本方針、その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、高度情報通信社会推進戦略本部を設置することにより、高度情報通信社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するという目的を考えている。

- ・基本理念で大事なことは、いわゆるＩＴ社会形成の意義である。すべての国民が、高度情報通信ネットワークを容易に利用できるようになることにより、その創造的で自由かつ多様な活動、交流等の機会が拡大され、高度情報通信技術の恵沢があまねく享受され、活力ある成長発展が可能な社会を現実するということと考えている。
- ・次に、基本的指針として以下の６つを挙げている。
 - １つ目が、経済構造改革の推進、国際競争力の強化。
 - ２つ目が、消費生活の利便性の向上、生活様式の多様化。
 - ３つ目が、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現。
 - ４つ目が、国際協調。
 - ５つ目が、情報格差の是正、安全性、信頼性。
 - ６つ目が、民間主導を原則としつつ、国及び地方公共団体が公正な競争の促進等環境整備を行う適切な官民の役割分担。
- ・また、施策の基本方針、重点計画が大変大事なことを考えている。６つあるが、そのうち次に申し上げるの(1)～(4)までは、この会議で御検討いただくＩＴ国家戦略で挙げられている４本柱に対応している。
 - (1)はネットワークの整備。
 - (2)は情報リテラシーの向上。
 - (3)は電子商取引の促進。
 - (4)は行政の情報化。
 また、それに加え、(5)ネットワークの安全性の確保、個人情報の保護、(6)研究開発がある。
- ・これらについて、重点計画の策定を法律で位置づけている。その重点計画には原則として具体的目標及び達成期限を付けるということで、具体性のある戦略的な重点計画をつくっていききたいと考えている。
- ・また、一般的に基本法というのは、いわゆる年次報告、白書というものを国会に提出することが多いが、このＩＴ基本法では、いわゆるドッグイヤーと言われているものに対して、１年以上遅れたものをまとめるのもいかがかと考え、白書ではなく適時に調査し公表するということで、随時発信していこうと考えている。逆に言うと、従来型の白書は出さないということである。
- ・次に、推進本部になる戦略本部の位置づけを法律で書こうということで、内閣府ではなくて内閣に、高度情報通信社会推進戦略本部を、総理直轄の下に、総理のリーダーシップが直に伝わるような形で設置したいと考えている。組織については、本部長は総理大臣、副本部長は関係の国務大臣、本部員は本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

並びに学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命するものであり、この臨時国会に提出させていただいて成立を図る予定である。

- ・この基本法の施行日としては、中央省庁の新しい体制がスタートする来年1月6日が適当ではないかと考えている。また、その時に、このIT戦略本部、戦略会議も新しい体制に移行するのがいいのではないかという意味で、今の戦略会議は年内にそれぞれ検討の成果を出していただくということであるので、その結果をこの基本法の重点計画等に盛り込んでいくという形で進めさせていただいてはいかがかと考えている。
- ・また、附則については、この法律はドッグイヤーということもあるので、施行後3年以内に施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しをするという見直し規定を入れてはどうかと考えている。

(3) 電子政府の実現に向けた国の取組状況について、総務庁行政管理局長から説明。

内容は2点にわたっており、1つは行政情報化に向けた全体の取組状況、2つ目が、各省庁の行政手続のオンライン化に向けてアクション・プランの検討状況、この2点について御説明させていただく。

まず、1点目の行政情報化に向けた全体的な取組状況であるが、政府においては、「行政情報化推進基本計画」を平成9年に決定し、これに基づき、行政情報の電子的提供の推進、行政の手続のオンライン化の推進、データベースの整備、事務処理のペーパーレス化の推進、共通基盤の整備などを総合的な取り組みを進めてきたところである。平成11年の「ミレニアム・プロジェクト」において、特にインターネットを利用した行政諸手続の電子化について、重点的に取り組むべき方針が定められ、これを受けて本年3月に基本的に枠組を定め、認証基盤の整備、その他を含めて全体的な取組の促進を図ることとしている。このうち、個別手続のオンライン化については、各省庁が2003年度までにオンライン化を原則すべての手続について実施すべく、アクション・プランを策定することとしており、その策定に現在邁進をしているところである。このアクション・プランの検討状況については、後ほど御説明を申し上げる。

次に、今、申し上げた全体的な取組状況についての、タイムテーブルであるが、個々の柱について、個別には御説明しないが、全体として12年度以降かなり取り組み、あるいは整備がされて本格化をするという状況になりつつある。

それから、先ほど申し上げた、行政手続の2003年までに原則としてすべてオンライン化をすべく、各省がアクション・プランの策定に現在取り組んでいるが、8月末現在でとりあえずの検討状況を私どもが各省から聴取をした結果を整理した。この結果については、なお今後更に精査、あるいは各省庁で検討中のものもあるので、更に詰めていく必要があ

るが、とりあえずの状況としてお聞き取りをいただきたい。

各省庁から報告を受けたアクション・プラン対象手続は、現時点で1万541件という登録であり、15年までにオンライン化を実施するとしているものが9,960件、全体の94%である。このうち、解決を要する課題、条件がなく、手続をオンライン化できるとされるものが、6,243件で約6割であり、残りは様々な課題、条件の解決が必要だというものである。なお、15年までにオンライン化が困難である手続も581件が現在登録されているが、これについては例えば現物の提示、あるいは対面での審査などが条件となっているものが挙げられている。

オンライン化に当たって解決を要するとしている課題、条件であるが、まず、データの送信等に関する技術的課題の解決が必要だとしているものであり、極めて大量のデータが添付書類として必要なもの、あるいは図面、写真等が必要なものである。

次に、国や地方公共団体による証明書等の添付が必要とされる手続で、証明書等の電子化が条件になるものである。商業登記簿関係は、商業登記制度に基礎を置く電子認証システムの活用により、対応可能なものが123件報告されている。また、住民票の電子化が必要なものが302件報告されており、このうち住民基本台帳法の別表に国等の事務について提供可能なものが法定されているが、この法改正によって別表に追加をすれば可能になるものが、そのうち6件あるという報告があった。さらに、戸籍謄本、抄本、不動産登記簿等についても、電子化が必要であるということである。なお、民間部門による証明書等の必要なものもあり、例えば診断書、卒業証明書等の電子化の問題がある。

別途の課題として、インターネット等を利用した手数料の納付を電子化させる必要があるという問題も指摘されており、現在619件が報告されている。

次は、各省庁別にオンライン化を行う予定年度であるが、その大半が平成15年度、つまり現在のところ、後ろ倒しの予定になっているということである。これは、諸般の準備があるということが理由であると聞いている。

最後は、国が直接行う事務のほか指定法人や地方公共団体が行う事務のうち、国からの受託事務に関しては、国が指針あるいはオンライン化の推進を図ることとしている。指定法人等が扱う手続については、現在のところ492件の登録、地方公共団体が扱う法定受託事務については、1,252件の登録があり、その約90%が平成15年度までに実施方策等を提示する予定である。

(4) 地方公共団体の電子化を進めるための取組について、自治省総務審議官から説明。

地方公共団体の電子化を進めるための自治省の取組状況について御説明をさせていただく。自治省においては、去る7月26日に自治大臣を本部長とする「地域IT推進本部」

を設置し、この8月28日には地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針を決定の上、地方公共団体に通知をした。この指針においては、2003年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体として早急に取り組む必要のある事項等について具体的にお示しするとともに、その取り組みを支援するための国の施策等についても、検討を行っている事項をお知らせすることとしたものである。

本指針の内容のうち、地方公共団体の電子化に関する主な点について4点御説明をさせていただきます。

まず1点目は「総合行政ネットワーク」の整備についてである。

これはすべての地方公共団体を広域的で機密性の高い専用回線で相互に接続するとともに、霞ヶ関のWANとの接続も予定しているものであり、都道府県及び政令指定都市においては平成13年度まで、その他の市町村についても平成15年度までの構築を要請しているところである。

2点目は、地方公共団体における組織認証基盤についてである。

地方公共団体から申請者に対する通知等をオンライン化するためには、その通知等が本来に地方公共団体によってなされたものであるか等を確認する仕組みが必要であり、現在その開発を急いでいるところであるが、都道府県、政令指定都市については平成13年度まで、その他の市町村については平成15年度までの構築を要請しているところである。

3点目は、地方公共団体における個人認証基盤についてである。

地方公共団体に対する申請、届出等をオンライン化するには、組織認証基盤とは反対に、その申請、届出等が本当にその申請者によってなされたものであるかどうか等を確認できる仕組みが必要となるわけであり、このため、自治省においては、現行の印鑑登録証明と同様の機能を持った電子認証システムを、平成15年度までに運用開始することを目指して検討を進めることとしているところである。

そのほかにも、各種の施策を推進するために、自治省として取り組むべき事項を示しているところであるが、特に地方公共団体が情報化施策を推進するに当たり、国としての支援策は極めて重要と考えられることから、システム開発や標準仕様の提示等に努めるほか、所要の経費についても地方財政措置等により適切な支援をする旨を記して、地方公共団体に対して通知したところである。

なお、自治省としては、本方針に基づき、年内を目途に具体的なアクション・プランを策定する作業をしているところである。

次に、地方公共団体における庁内LANなどの基盤整備の状況についてである。まず、庁内LANの整備状況であるが、平成12年度においては都道府県では庁内LANは100%、指定都市も100%、市区町村は72.6%の団体においてシステムが構築されている状況にあ

る。

また、パソコンの整備状況であるが、平成12年度において、都道府県では1.3人に1台、市区町村は2.4人に1台のパソコンが整備されている状況にある。ホームページの整備状況は、都道府県では100%であるが、総計で66.4%の団体で整備がされている。このように、市町村においては、国に比べて基盤整備が遅れている部分もあるが、この3年間で着実に整備が促進されてきているということがわかりいただけると思う。

(5) 中川IT担当大臣から基本法案、電子政府、電子自治体について以下のとおり発言。

- ・基本法案については、明日召集される臨時国会に提出するという事で、法案化の作業に早速入らせていただきたい。そのためにも本日皆様からいろいろな御意見をいただき、次回会合では具体的な法案について御説明申し上げたい。
- ・電子政府の実現については、政府として、世界最高水準の電子政府の実現に向け、確固たる取り組みを進めてまいりたいと考えている。国の申請等の手続については、平成15年度までにほぼオンライン化実施という目標が達成できる状況となったが、更に努力を重ね、実施時期の前倒しを図っていかなければいけないと考えている。また、完全実施及び前倒し実施を図る上で、技術面等障害となる課題が明らかになっているので、その課題の解決に向けた具体的なスケジュール、あるいは方策について遅くとも本年度内には結論を得たい。更に、来年の春から夏に掛けて、新たなアクション・プランを政府全体で策定したい。
- ・電子自治体については、政府の取組方針を、関係省庁の御協力を得て、内閣官房と自治省において、年内を目途に取りまとめたい。
- ・今日御出席の関係閣僚の皆様にも、こうした電子政府の一日も早い実現に向けて最大限の御協力をお願いしたい。

(6) 続総務庁長官から電子政府について以下のとおり発言。

閣僚各位におかれては、今回1万件を超える行政手続のオンライン化計画をまとめていただき、感謝している。官房長官の発言にもあるとおり、電子政府の中核となる行政手続のオンライン化については、種々課題もあるが、その解決を図りながら実現に向けて官房長官と連携し、今後とも最大限努力していきたい。閣僚各位においても、計画を可能な限り前倒して実施するなど、より一層の御尽力をお願いする。

本日は、委員の皆様から政府の取り組みについての忌憚のない御助言等を賜ればありがたい。

(7) 西田自治大臣から地方公共団体の電子化について以下のとおり発言。

日本型ＩＴ社会を実現するためには、住民に身近な地方公共団体の取組が極めて重要である。このため、自治省においては、私が本部長となって「地域ＩＴ推進本部」を設置し、去る８月28日には、地方公共団体が早急に取り組むべき事項及びそれを支援するための自治省の取り組みをまとめた指針を決定し、即日付けで通知させたところである。各地方公共団体においては、今後この指針を参考として、情報化施策等を的確に推進していただけるものと期待しているところであり、自治省としても本指針に基づき、今後具体的なアクション・プランを、年内を目途に策定したい。

更に、官房長官からの御発言を踏まえ、自治事務等のオンライン化についても取り組んでまいるので、関係省庁各位の御協力をお願いする。

(8) 堺屋経済企画庁長官から以下のとおり発言。

これまで、さまざまな御議論、御提案があったが、多くの点で私も同感である。しかし、現在まで議論されてきたのは、電子取引及び電子政府の問題であり、それぞれ計画が進められているが、我が国全体としては、欧米諸国に対して、特に北欧とアメリカ、カナダなどに対して、大きく水を開けてられているのみならず、アジア諸国の多くも、この二、三年のうちに我が国を上回るようになった。この現実、はっきりと見つめなければならない。日本がＩＴにおいて先進国から中進国になりつつあるという現実、認めなければならない。そこで、ハードとソフトとコンテンツの三本柱を同時並行的かつ飛躍的に発展させるような計画を立てなければならない。

ＩＴ戦略会議としては、この三本柱をはっきりと明確に立てる必要があるのではないかなと思う。

三本柱とは、第一により安く、より早く、より美しいネットワークを実現すること、つまりハードウェア面の整備である。社会経済環境が世界的な規模で、大きくかつ急速に変化する中で、企業や個人のダイナミックな変革を最大限に引き出していくためには、技術開発や制度改革を進め、活動の基盤となるハードウェアを世界の最高水準に引き上げることが必要である。

まず、そのハードウェアの面で、早く、安く、使いやすくという、技術開発、投資、そして規制緩和等を一体的に考えていただきたい。このため、ネットワークの高速化、大容量化と、移動通信網の充実を図る必要がある。具体的には、学校や公共施設を超高速ネットワークで結ぶとともに、移動体通信不通地域の解消に努める。また、超高速通信網の敷設を迅速化するための規制改革や、各種施設の活用を図ることが重要である。

第二は、子どもから大人まで、すべての国民がＩＴの基本的な活用能力を身に付けるこ

とができるようにする、利用技術、ソフトウェアの普及である。ＩＴ、特にインターネットのようなネットワーク技術は、それを使う人の数が増えることで、その効用が幾何級数的に増加する。すべての国民がＩＴを使えるようにすることは、その利便を享受できない層を国民の中に残さないというだけでなく、社会全体としてＩＴの効用を最大限に発揮させることになる。電子政府その他が実現してくると、ＩＴの使えない人が残っていると、電子政府と紙の政府を二重につくらなければならないので、ソフトウェア、利用技術について、職業人としてではなく社会人として最低の技能を急速に身に付けてもらう必要があると思う。

このため、学校教育の情報化が急がれることは言うまでもないが、それだけでなく、地域住民の身近な施設も活用するなど、あらゆる手段を総動員して、ＩＴ普及の一大国民運動を展開し、全国民総インターネット利用と言える状況を早急に創り出す。

第三は、ＩＴ利用の利便性と楽しさを拡大する多様なコンテンツを生み出すことである。このため、日本社会全体をＩＴ化すること。今議論のあった電子政府、電子商取引など、ネットワーク社会のシステムを急速に構築することが必要であることは、当会議でも指摘されている。

更に、ＩＴが真に価値あるものとなるためには、より巨大な市場である楽しさの分野を拡大することが必要である。年齢、経験、職業、趣味、嗜好等の違いにより、人はそれぞれの価値観を持っている。こうした多様な価値観に応えて、国民一人ひとりにとってＩＴを使うことが便利で楽しくなるような、魅力的なコンテンツを充実することがＩＴの価値を高め、経済社会の発展に役立てる道だと考えている。

このため政府は、今年度末から１年間、インターネットの上でパビリオンを設け、全国、全世界の人々と交流できるインターネット博覧会、インパクを開催することにしている。こうした活動を通じて、楽しいコンテンツ創造の技能と組織と社会的慣習を広げ、知的活動の活発化を図っていくことが重要である。

今、申し上げた三本柱は、相互に支え合い、相乗的に作用し合って、ＩＴ社会を形成する。例えば、多様で面白いコンテンツが出てくれば、国民みんなが使うようになり、それがコストの引き下げを通じて、より安く、より早く、より美しいネットワークを形成し、それによってますます多様なコンテンツの供給が可能となる。

私は、このような好循環を形成することこそが本格的なＩＴ革命を推進し、それをてこにして日本社会の新生が実現できるものと思う。皆様方の知恵の限りをお借りし、森総理のリーダーシップの下に、これからの１年半を、未来を開く躍動の500日として歴史に記憶されるような日々にしたいと思う。

それぞれの分野について、詳細な報告をいただくと同時に、こういった戦略会議として

の大戦略の立て方を是非御検討いただきたい。

(9) ITに関する規制改革について、宮内委員（規制改革委員会委員長）から説明。

規制改革委員会が今般取りまとめた見解、ITに関する規制改革について御報告申し上げます。第1回の本合同会議において、書面主義、あるいは対面主義といった民間における取引の際の義務付けについて、規制改革委員会と連携し、内閣官房を中心として総点検作業を行うこととなった。その状況については、前回のこの会議において既に御報告があった。

規制改革委員会としては、その総点検について整理を行い、今回見解という形で取りまとめた。この見解の中では、書面の原本性の確保、契約等の成立時期の問題等の省庁横断的に取り組むべき課題、あるいは電子化の推進に対応した商法上の課題の検討の必要性について指摘している。こうした課題への取り組みを促しているほか、今回の書面に関する一括法について、委員会として、後押しをさせていただいている。

また、書面に関するもの以外についても、総点検の概要を広く示し、意見・要望をお聞きした上で、更に検討を深めていきたいと考えている。

今後、規制改革を進めるに当たって、単に現在ある手段を電子的手段に置き換えるということだけではなく、IT化、あるいは社会経済情勢の変化に対応し得るように現在のシステムそのものを変えていくということが、IT革命につながるという認識を持っている。

IT化を契機として、従来から規制改革委員会が取り組んできたさまざまな分野の規制改革により、一層切り込んでいくという作業をしてまいりたいと思う。

なお、ちなみに私ども規制改革委員会では、10月13日に総理府講堂でITに関する公開討論等を行って、規制改革の今後の推進に役立てたいということも考えている。

(10) IP v 6について、村井委員から説明。

IPバージョン6という言葉が出てきたが、非常に技術的な言葉であるため、皆様に大まかに理解してもらいたい。まずインターネットの基本的な考え方として、コア技術としてのインターネット・プロトコルがある。これは何をしているかと言うと、数値で表現できるデジタル情報を流通・共有させる基盤である。それによって、いろいろな産業、全ての分野に恩恵が行き渡るようにするのが、このインターネット・プロトコルが技術的に果たしている役割である。

しかしながら、デジタル技術を使ったインターネットがアナログ技術と違うところは、デジタル技術では衛星、電波、電線、光ファイバーなどの通信技術それぞれをお互いに組み合わせ自由に使えらるということであり、それを実現しているのがインターネット・プロ

トコルの技術である。要するに、通信技術そのものがどんどん発展していく中で、それをいちいち意識せずにその恩恵を各分野で享受できるということだ。これがインターネットの本質であり、これからの話の前提になる。

次に、現状がどういう形で進んでいるかということだが、インターネットは電話のインフラストラクチャーの上に作られ、そして進められてきた。このデジタル情報がこういう社会を構成していく上できちんと使えそうだということが大体解ったのが、20世紀のインターネットの役割だったということになっている。だとすると、音声用に作られた電話よりももう少し効率的な方法で作れるのではないかということで、そういう作業が既に始まっている。これがどんどん進んでいくと、デジタル・コミュニケーションの役割がますます広がって、守備範囲もますます広がっていく。そして、インターネットはとにかく誰にでも使えて、何でも繋がって、安くしていくという方法が、この構造で打ち出されるということになる。

さて、ポイントのIPバージョン6だが、携帯電話も家電も、そして地球上全部がインターネットに繋がってくると、実は今のインターネット・プロトコル、コアになるインターネット技術は、最大で43億までの番号しか振れないため、間に合わないことになる。人口は60億を超えているので。だとすると、何とかしなければならないということで、インターネットの技術開発として進められてきたのが、IPバージョン6である。IPバージョン6は、既に国際基準としてその仕様が決まっているが、その仕様策定並びに実際の運用試験で、日本が圧倒的な先進性を持っている。

そして、実際にどれだけの番号が振れるかというと、全人口一人当たりゼロが28個ついた数のコンピュータを全部インターネットに繋いでも大丈夫だとか、地表をメッシュに切って、1平方センチメートルあたりにゼロが20個付いたコンピュータが繋がっても大丈夫だとか、そんな表現ができなくはないが、基本的には幾らでも番号が付けられるということだ。

もう一つは、このインターネットの番号は、43億の番号は必ずしも権衡に割り当てられた訳ではない。なぜかと言うと、こんな事態を誰も予想していなかったからで、日米欧豪ではアドレスは結構使われている。それ以外の国では、私はよく酸欠金魚状態と言っているが、今はもうアドレスが足りなくて、新しいインターネットの敷設ができないという状況が、特に中国などを中心に起こっている。と言う訳で、このIPバージョン6の振興は、アジアに対する、あるいはIT発展途上国にとってとても重要な役割になるので、これに対する貢献を見込むこともできる。

まとめると、いろいろな分野で応用も増えて行き、通信技術もさらに進んでいくと、1970年代に設計されたIPバージョン4では十分な役割を果たせないなので、IPバージョン6

でやろうと、これだけは決まっている。しかしながら、実際にこれを動かしていくというのは、現行のＩＰバージョン４でのインターネットが確立した欧米諸国の方が、このトランジション、移行が大変難しくなっている。従って、ここをきちんとやるのは、個人や家庭を対象として、あるいは情報機器に対する大きな責任がある我が国の役割だ、というのが１点。それから、ＩＴ開発途上国への貢献とリーダーシップというのがもう１点。そして、全ての産業分野へのインターネット利用促進のためには、やはり不可欠な技術であること、この辺が狙いになります。

機能としては、繰り返しになるが、無限のアドレス空間、つまり個体の識別。もう一つの特徴は、ＩＰバージョン６は、プライバシーとセキュリティの技術が組み込まれているので、従って個人の認証だとか、先程から議論されていることについて比較的簡単に実現できる。そしてもう一つ、これも技術的で恐縮だが、一対多、多対多、マルチキャストと言うが、即ち放送型のコミュニケーションが、このインターネット・プロトコルではできるということになっている。この辺りがＩＰバージョン６の正体である。まだまだ解りにくいことが多くて大変恐縮だが、もう少し解り易い言葉にしていくので、まず今日は第一弾と思って欲しい。

(11) ＩＴ基本法について、自由討議。

- この会議はＩＴ戦略本部とＩＴ戦略会議との合同会議ということもあり、森総理にＩＴ基本法の扱いについてお伺いしたい。この法律の原案で示されている基本方針、重点計画は、この合同会議でこれから議論しようとしている事項と全く同じものだと思う。昨日も起草委員会を開き、ほぼこういう内容で起草することになっている。今の段階でＩＴ基本法が議題になるということは、この合同会議の結論がＩＴ基本法の重点計画の内容として、そのまま取り入れていただけるということか。

すなわち、ＩＴ基本法の検討とは別にＩＴ戦略本部ではこういう考えがあり、それをこういうふうにＩＴ基本法で使います、ということではなくて、もとより相互補完的に一体なものであると認識されているのかということ。つまり、戦略会議で私どもが起草するものは、ＩＴ基本法の重点計画の内容である、というふうに理解してよろしいのかどうか。そうでないと、この段階でＩＴ戦略会議がこの基本法を認めることはできないのではないかと思う。

- そのような御理解で、全く間違いないと思う。ＩＴ戦略会議は政府が討議をお願い申し上げている会議であり、その会議で国家戦略をお立ていただくということは、公式の戦略を立てるということ。そして、その法的な受け皿としてＩＴ基本法があって、本国

会で成立を期し、さらにその基本法に基づく重点計画に国家戦略が乗っていくというような御理解をいただければ、整合性が付くのではないかと我々は考えている。

○ 論点だけ簡潔に申し上げる。

第1点は、社会変革を目指している最終的な姿が「高度情報通信社会」であるという点、技術的な感じが強く出過ぎていないかという点。今、本当に目指していることは、知識創造社会という、もう少し基本的性格の違うものではないかと思う。

第2点は、今回の基本法が過去の各種基本法と比べて最も異なる点として、ITは民間主導ということで、民間の活力を爆発させることに意味があるという点。民間主導という点をもっと強調してもらいたい。

第3点は、内閣に高度情報通信社会推進戦略本部を置かれるのは、非常に結構だと思うが、この役割をしっかりと明確にしていってほしいという点。つまり、全体構想・グランドデザインの設計から実行までを全面的に掌握し、各省庁の縦割行政的に物事が処理されていくようにはしないという点を明確にすべき。本部が実行状況をフォローする際でも、各省の実施事業を束ねてこうでした、ということではなくて、本部が中心に推進していくのだということを明確にして欲しい。

第4点は、先ほど御説明いただいた中で「重点計画」に「高度情報通信技術に関する教育及び学習」とあるが、知的創造社会を目指す人材育成という点では「技術」というのは余りにも狭過ぎると思う。もっと物を考え、情操豊かな人間を育成するということではなければ、先ほど堺屋長官が御説明されたことともマッチしないと思う。

○ スピードの時代という時に、非常に短期間に基本法という大変重要な法律がもうすぐ国会提出されるということで、本当に敬服している。森総理以下、皆様方の大変なリーダーシップに感謝する次第。ただし、細かくて恐縮だが、やはりこれは皆さんがおっしゃっているように、国民にわかりやすく理解をいただき、また、文言だけではなく実際に実効を上げなくてはいけないと思うので、3点だけ申し上げる。

1点目は、中川官房長官がIT担当大臣として今日は出席されているが、残念ながら今のところは兼業だ。あまりにくどい体制を組むと行革時代に逆行することになるが、ITは非常に重要な問題であるので、是非IT担当大臣を専任に設けてほしい。

2点目は、IT大臣の下に強力な権限を以って、縦割行政の中に横串を通すということであるから、その下に付く担当者が完全に作業が遂行できるような体制づくりを作りたいということ。

3点目は、進捗状況を定期的にフォローするという点。説明では、白書を作るので

はなく漸次報告するという話だったので大変心強く思う。これを目に見える形にするためには、かねてから申し上げているように、ＩＴに関しての他先進国における進捗状況と我が国の進捗状況をきちんと比べて、我が国がどういう位置にあるかということを常に明確に国民に説明しなければならない。そしてターゲットをきちんと示して、つまり何をやるかということを明確化することが非常に重要だと思うので、この点お願いしたい。

- このＩＴ革命の最大のユーザーであり、また推進役であるという点で、地方公共団体の意見を十分この法案に反映させていただきたい。さもないとＩＴ革命も宙に浮いてしまう。地域の現場から見ていると、いろいろな動きは、空中戦を見ているような感じに見える。やはり生活の現場が納得するようなイメージ、すなわちＩＴ革命の行く末、目指す方向を具体的に指し示すことが必要だと思う。そういう意味でも、やはり地方公共団体の意見を十分取り入れていただきたい。そして地方公共団体の役割を法案の中に明確にさせていただきたい。それは護送船団方式で国が地方の面倒を見るということではなくて、地方公共団体が主体的にＩＴ革命に取り組むべきだということ。もう護送船団方式の時代ではなく、競争原理が地方行政の中にも導入される時代だということを明確にさせていただいたらどうかと思う。

それから、国と地方公共団体のオンライン化が必要。これは、あまり具体的に話が進んでおらず、中央省庁だけで推進されている気がする。結局、オンライン化とはいえ、地域住民までオンライン化しないとうまくいかないわけだから、この点も十分御留意をいただきたいと思う。

ＩＴ革命の目指す方向に関連してだが、今一番職場がないのは若者で、大学を出たけれども就職は決まらないということが、全国共通に大きな問題になっている。これは教育が情報社会とマッチしていないということではないか。個別に情報化は進むが根本の産業構造は依然として立ち後れたままになっている。そういうギャップがあって、若者があふれてしまっていると思う。これは非常に根本的な問題で、雇用対策が必要だ。若者が安心して職場に就けるというイメージを是非出していただきたい。現在労働省が中心となって実施している雇用対策の特別事業があるが、これは非常に有効に機能している。先ほど申し上げたギャップが埋まるまで、是非この事業を計画的に政府全体の施策としてやっていただきたい。わずか2,000億円の予算だがものすごい効果が出ている。具体的には別途申し上げるが、是非若者の雇用対策を打ち出して、若者たちに夢や希望を与えていただきたい。

- 今日堺屋大臣から、大変インパクトの強い御報告があったが、それはやはりIT社会を考える時の座標軸だと思う。やはりIT立国のトライアングルが明確に、基本的な理念の中に表わされるような法律の仕組みを考えるべきだと思う。

その点に関して、堺屋長官の説明の中には、例えばハードの充実、みんなが使えるITを、ということで、個別にはいろいろとあるわけだが、世界各国がこの問題に取り組んでいる中で、共通した1つの教訓のようなものがある。それは、インフラの整備に関して、方向としてはかなりはっきりしているもの。すなわち、徹底的に規制緩和して、徹底的に自由に、つまり競争促進政策を取ること。これをやったところが比較的うまくいっているし、これが遅れたところは比較的うまくいっていないという結果になっている。この結果は割とはっきり出ている。その中で、先ほど村井委員から説明のあったIPバージョン6のような先端的なものの整備については、政府がやるべきことも出てくるでしょうという整理だと思う。

もう一つ重要なのは、みんなが使えるようにするという点に関しては、世界各国で今ものすごい努力がなされているという事実。アメリカではEレートという政策が取られ、シンガポールではシンガポールWANすなわちWAN Network For Everyoneという政策が取られ、いろいろな工夫がなされている。しかし、実はまだどうやったら一番いいかということに関して、結論めいたものは出ていない状況だと思う。だからこそ、日本において非常に新しいいろんな工夫をしていかなければいけない。我々が経済戦略会議で教育バウチャーという制度を提唱したわけだが、その教育バウチャーのIT版は、日本が取り組むべき新しい知恵、今まさにどういう風にしてみんなが使えるシステムをつくるかという世界の競争の中で、世界に対する非常に重要なメッセージを持つのではないかと思う。

- 今の意見や堺屋長官がおっしゃったことに全く賛成。日米の最大の差は、インフラ整備事業者の競争者の数。日本は事実上独占されているが、アメリカでは数十社から数百社ITインフラを提供している会社が競争しあって、どんどん安く、そしてさらに早いインターネットのサービスを提供している。99%のインターネット・ユーザーの不満は、高い、遅い、この2点。従って、これを解消するためには、このIT基本法 - 大賛成だが - それに加えてもう一步踏み込んで「ITインフラ競争促進法」というものを是非追加して作るべきであろうと思う。このインフラの競争が促進されると、今言った問題が解決される。

アメリカでは1996年に新たな米国電気通信法が制定されている。その中には、大きく3つの重要な点がある。アクセス網のアンバンドル化。加えて規制の差し控えという

ことで、規制を改廃することをはっきりうたっている。これは競争を促進するためであると目的も明確にされている。更に、今回３年で見直すという大変明確な期限を作ったのはいいことだが、このアメリカの米国電気通信法では２年ごとに見直すということになっており、日本よりも更にやはり一歩先を行っているという感じがしないわけではない。是非これを我々もすべきであろうと思う。

更に最後に加えると、平成６年に我が国日本はＷＴＯで既に第４議定書というもので世界に対し約束を交している。その約束の中で、競争を妨げるようなものに対しては、徹底的に改廃するということを約束している。

最後に、この約束の中で、周波数及び光ファイバーなどの施設権といったものについては、希少な資源として、どんどんもっと公に提供すべきということをＷＴＯで約束している。今、アジアの国々が日本を追い抜きつつあるのは、このＷＴＯの約束を明確に果たしていているからだ。是非、日本もこの約束を果たし、ＩＴインフラ競争促進法を作るべきであろうと思う。

- ＩＴ基本法の中の基本理念に関して、すべて国民がＩＴの成果を享受できる社会を実現することとあるが、これは全くそのとおりだと思う。加えて、先ほど堺屋長官からＩＴを普及するためには、ハード、ソフト、コンテンツを一体的に推進しなければ成果が表われないというお話があった。全くその通りだろうと思う。

先の九州・沖縄サミットで採択された沖縄憲章でも我々が考える情報社会のあるべき姿は、人々が自らの潜在能力を発揮し、自らの希望を実現する可能性を高めるような社会であるとうたわれている。こういうことも踏まえ、基本理念の中では、ハードは勿論、経済的側面も大事だが、それだけでなく、心との物との調和の取れた発展が重要であるというようなこと、つまりゆとりある社会と活力ある経済の再生を、共に求めていくのだという姿勢を打ち出した方が、私は多くの国民の共感が得られるのではなかろうかと思う。今後の基本理念の具体化に当たっては、国民の共感が得られるような「ハード、ソフト、コンテンツ充実の一体的推進」ということを挙げてもらいたいと思っている。

また、すべての国民にＩＴを活用させるということは非常に大変な事業。その意味でＩＴ教育を進めるに当たっては、国民のＩＴに関する学習機会の確保に関し、どのように進めるか、本当に真剣に検討しなければならない課題だろうと思う。

- ＩＴ基本法と他の法律との関係について、この基本法自体は大賛成で、これは是非やっていただきたいと思っている。一方、電気通信の世界では、具体的に言うとＮＴＴ法や電気通信事業法などの関連法について見直さなければいけないという議論があり、も

うその議論が電気通信審議会などで始まっている。それらの議論は、今日この場でＩＴ基本法を決め、具体化することで、うまく取り入れられるのかどうか。筋が一本通って、その上で他の議論とも合わせて全体としてうまく動いていくようにしてもらいたい旨、切に希望したい。

- ＩＴ推進ということで、大変スマートにまとまってきたが、法律の名前になると大変重い感じがする。名称は仮称となっているが、何か御一考願えないか。もう少し親しみやすく、本当に国民がやっていこうという感じになる名前が無いのだろうかと思う。
- ＩＴ基本法については、ただいまの議論を踏まえて、政府においても更に検討を深めていただきたいと思う。ＩＴ基本法とその他の法律の関係については、大変私も関心の深いところ。特にＮＴＴに関してこの問題は避けて通れない問題で、社長も各所でＮＴＴも競争の時代であり、何でもＮＴＴがやる時代ではないという発言もされている。ＮＴＴが電話事業とデータ通信事業をどういうふうにやっていくかということは、基本的にこの国の将来を決すると言っても差し支えがないくらい重要な点だと思う。
- 今日は、ＩＴ戦略会議とＩＴ戦略本部の合同の会合であり、私はＩＴ戦略本部の情報セキュリティ部会長もやっているの、その関連でＩＴ基本法について一言申し上げたい。

今までの議論を踏まえると、大変いろいろなチャンスが増えてくる、例えば非常にハイスピードにやりとりができる可能性が出てくるということだと思う。しかし一方、これは交通機関でも何でもそうだが、非常に危険になってくるというリスクも増えることになる。つまり交通事故が起こったりするということだ。情報セキュリティ部会でも一つの共通した意見は、我が国ではやはりセキュリティの面が必ずしも満足いくものではないということだった。例えば、全員がオープンなネットワークにどんどん入ってくると、単にチャンスを失うというだけじゃなくて、それで被害を受ける情報弱者の問題が発生する。国の責務としては、これをいかに守るかということだと思う。そもそも怖くてネットワークに入れないとか、あるいはビジネスで使用する際に中小企業にせよ何にせよ、被害を受けるという状況があってはならない。この点、ＩＴ基本法の中に安全性やセキュリティ等が位置づけられているが、更に今申し上げた点を強調していただきたい。

(12) 電子政府について、自由討議。

- 電子政府実施に向け、目標・全体スケジュールの明確化、IT投資と行政の業務改革の同時実施、各省庁、国、地方の壁を超えた一体的取り組みの実施が極めて重要である。

とりわけ、IT投資と同時実施すべき業務改革の内容については、重要プロジェクトを例に示していただきたい。

今後、電子政府化の取り組みを本格化するには、官官並びに官民の間で書面の提出・交付などを義務づけている法令を早急に見直す必要がある。行政手続法改正など、省庁横断的な措置を次期通常国会で講ずるべきである。その上で、2002年までに大半の行政手続のオンライン化を実施し、2003年度に全手続の完全オンライン化を達成していただきたい。

重要なプロジェクトは5つほどあるが、例えば「道路占有および使用許可手続きのワンストップ化」では、事業者Aが光ファイバーを地中管路に敷設するためには、道路の占有許可並びに使用許可を得なければならないが、電子政府前では、その申請窓口は、道路の占有については、国道は建設省、県道は県庁、市町村道についてはそれぞれ自治体に別々に申請しなければならないという実情にある。道路の使用については、警察署への申請である。実際の道路工事は、国道、県道、市道にまたがるケースも多々見られ、民間事業者はかなりの手間とコストを強いられている。

それを電子政府後、電子政府の効用という意味で言えば、関係部局を電子的に結びオンラインで手続を行うようにすると、ワンストップで手続を完了し、民間の負担は軽減される。光ファイバーの敷設も迅速化され、コストダウンが可能となる。行政としても、関連業務が効率化できる。そのためには、IT投資と同時に、国、地方が必要とする情報項目の標準化、資料の提出や占用料納付等をオンラインで行えるよう、法制面の整備をすることなどの業務改革が必要である。

- 電子政府を2003年までに実現するということがミレニアム・プロジェクトで決まっているが、これは是非実現してほしい。そのためには、1年ごとの目標、それから3年間の目標、そういったものを明確化するとともに、非常に細かい具体的なテーマに至るまで、具体的にロードマップをつくって、マイルストーンの設定等を行って、実行していくということが非常に重要。

各省庁、国、地方の壁を超えた一体的な取り組みの実施が極めて必要であるということとは同感である。中央政府の電子化だけやっても意味がない。やはり、地方公共団体との相携えた電子化が必要であり、したがって、そういった意味での中央政府の強いリーダーシップを是非お願いしたい。

もう一つ、非常に重要なことは、これをやるための予算について、みる限り、これで本当にやれるかなというような感じを持っている。だから、これを本格的にやるためには、やはりできれば省庁横断的な、複数年、3年の予算を特別に可能にするような形を考えてもらい、具体的な3年のアクション・プランの裏付けを行うような形で工夫してもらうことをお願いしたいと思う。

- これまでミレニアム・プロジェクトの中で、電子政府の実現に向けて、基盤的な技術開発を通産省として積極的に取り組んできた。例えば、各種の行政手続における申請等に対応し得る、汎用電子申請システムを開発した。既に開発された部分については、その汎用性、利便性を認識され、今後活用してもらうべく、各省庁においてデモンストレーションもすることも可能なので、是非我が省が開発をしたこのシステムを活用してもらうように、この際少し宣伝を兼ねて、御提言をさせてほしいと思う。

(13) IT国家戦略起草委員会について、出井議長から説明。

前回会合で、私から御提案したIT国家戦略に係る起草委員会についてだが、私から起草委員の方を指名させていただき、昨日第1回目の会合を開き、今後の進め方について議論を行った。今後、11月に開催する本会議にて御議論いただけるよう、戦略案の骨組みだけを取りまとめたい。余り厚いものを書いても仕方がないので、4つの分科会に分かれて、大体5ページぐらい書くかなということで、皆様には必ずその内容の進行状況をシェアすることとさせていただきたい。

前回会議において、超高速インフラ整備について御提言した際、運営主体に関して、官民の役割について、競争政策をいかにすべきかとの意見があったが、これについては一番基本的なところだと思うので、今後起草委員会でも慎重に検討していきたい。また、起草委員会の方々以外も、積極的にご提言いただければ、各分科会において取り上げたいと思う。

(14) 情報処理学会等6学会からのIT戦略会議への提言について、出井議長から説明。

情報処理学会等6学会（他に、電子情報通信学会、日本ソフトウェア科学会、言語処理学会、社団法人人工知能学会、日本認知科学会）から提言を受け、特に教育方面に対して、積極的に手助けをしたいというお申し出があった。

(15) 森内閣総理大臣から以下のとおり挨拶。

- ・本日は、早朝から御参集いただき、また、大変貴重な御意見をいただき、誠にありがと

うございました。この戦略会議の皆様方の御意見を戦略本部としてしっかり受け止めて、適切にまたスピーディーにこれらの具体的な実現を図るよう、一層努力してまいりたいと考えております。

- ・私は、敬老の日に三鷹市に参りまして、産業プラザにございます、ＳＯＨＯの事務所などを訪問いたしました。また高齢者の方々がパソコンに向かって、まだ会ったこともない、声も聞いたことがない方や、アメリカの方と一生懸命に、７５歳のおじいちゃんが囲碁を打っておられました。ちょうど私にとっては適当な大変いい相手だとおっしゃっておられまして、大変ほほえましく感じました。
- ・また、会社等からリタイアされました方々が、パソコンの指導に当たっておられまして、そういう生き生きとしたお仕事をされている姿も見えてまいりました。
- ・昨日、家庭内の情報インフラというのを見てまいりまして、これからの２１世紀の社会というのは、いかに豊かで快適なものになるのかなということも見てまいりました。これらを通じて老若男女を問わず、また地域を問わず、ＩＴがもたらす恩恵を享受できるような環境を早期に構築することが、日本型ＩＴ社会の実現に当たり、是非とも必要であるということを更に強く感じたところでございます。
- ・成案の得られたものから逐次実施していくという基本方針の下に、日本型ＩＴ社会の実現のためのＩＴ基本法案につきましては、本日御論議をいただき、よりよいものに仕上げるべく、更に精力を傾けてまいりたいと考えております。各委員の御発言なども十分に参考にさせていただきたいというふうに思います。
- ・電子政府につきましては、世界最高水準の早期達成を目標に、政府全体で確固たる取り組みを実施してまいります。電子自治体につきましては、年内を目途に政府の取り組み方針を策定してまいりたいと存じます。
- ・先ほど、宮内規制改革委員会委員長から、電子商取引等に関する規制改革についての中間見解の御報告をいただいております。民間同士の書面の交付を義務付けた法律の一括改正法案につきましては、明日から始まります臨時国会に提出すべく準備を行っているところでありますが、この中間見解を踏まえてＩＴ分野における規制改革に更に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。
- ・ＩＴ国家戦略につきましては、起草委員会の皆様方には、早速具体的な御検討を開始していただくこととなりますが、お忙しいところ本当に恐縮でございますが、１１月に開催されますこの会議において御議論がいただけますように、活発に御審議いただきますことを期待いたしまして、今日のこの合同会議の結果とさせていただきます。本当に貴重な御意見ありがとうございました。

(16) 次回会合については、電子商取引のルール整備等を議題としたい、10 月中旬の開催を目処とする旨、出井議長より説明。

(別紙)

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議メンバー一覧

[IT戦略会議メンバー]

議長	出井 伸之	ソニー株式会社会長兼CEO
	石井 威望	東京大学名誉教授
	伊藤 元重	東京大学教授
	今井 賢一	スタンフォード日本センター理事長
	氏家 齊一郎	日本テレビ放送網株式会社社長
	牛尾 治朗	ウシオ電機株式会社会長、第二電電株式会社会長
	海老沢 勝二	日本放送協会会長
	大山 永昭	東京工業大学教授
	梶原 拓	岐阜県知事
(欠)	岸 暁	株式会社東京三菱銀行会長
	椎名 武雄	日本IBM株式会社最高顧問
	孫 正義	ソフトバンク株式会社社長
	竹中 平蔵	慶應義塾大学教授
	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社社長
	西垣 浩司	日本電気株式会社社長
	福井 俊彦	株式会社富士通総研理事長
	宮内 義彦	オリックス株式会社会長兼グループCEO
	宮津 純一郎	日本電信電話株式会社社長
	村井 純	慶應義塾大学教授
	室伏 稔	伊藤忠商事株式会社会長

[IT戦略本部メンバー]

森 喜朗	内閣総理大臣
中川 秀直	内閣官房長官、IT担当大臣、沖縄開発庁長官
平林 鴻三	郵政大臣
平沼 赳夫	通商産業大臣
保岡 興治	法務大臣
河野 洋平	外務大臣
宮沢 喜一	大蔵大臣
	(村田吉隆 大蔵総括政務次官 代理出席)
大島 理森	文部大臣、科学技術庁長官
	(松村竜二 文部政務次官、 渡海紀三朗 科学技術総括政務次官 代理出席)
津島 雄二	厚生大臣
谷 洋一	農林水産大臣
森田 一	運輸大臣、北海道開発庁長官
吉川 芳男	労働大臣
扇 千景	建設大臣、国土庁長官
西田 司	自治大臣、国家公安委員会委員長
相沢 英之	金融再生委員会委員長
続 訓弘	総務庁長官
虎島 和夫	防衛庁長官
堺屋 太一	経済企画庁長官
川口 順子	環境庁長官
	(河合正智 環境総括政務次官 代理出席)
安倍 晋三	内閣官房副長官(政務、衆)
上野 公成	内閣官房副長官(政務、参)
古川 貞二郎	内閣官房副長官(事務)